

# 消費者庁の機能及び消費者安全法上の知事の責務等

## 消費者庁の機能

情報を一元的に集約し、調査・分析  
消費者行政の司令塔として、各省庁に対して勧告  
新法を企画立案  
消費者の身近な諸法律を所管

## 地方公共団体の責務（努力義務）

### 消費者安全法第4条

消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定・実施する責務  
消費生活について専門的な知識・経験を有する者の能力の活用  
消費者事故等に関する情報開示、消費者意見の反映、透明性の確保  
施策効果の把握・評価、必要な措置  
国民生活センター、警察、保健所、病院、消費者団体等との連携

## 消費者事故等の発生に関する情報の通知義務

### 消費者安全法第12条第1項

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、**重大事故等**が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、通知しなければならない。

### 消費者安全法第12条第2項

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、**消費者事故等**（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、通知するものとする。

\* 重大事故等...死亡、治療期間30日以上を負傷・疾病、一酸化炭素中毒が発生し、又は発生するおそれのある事態

\* 消費者事故等...重大事故等に該当しない安全分野（治療に1日以上要する負傷・疾病、ヒヤリハット事案）、財産被害分野（虚偽・誇大な広告・表示、契約勧誘・解除時の不実告知、威迫困惑行為等）の消費者事故等で、被害の拡大又は同種・類似の事故等が発生するおそれがあるもの

## 都道府県知事に対する資料の提供要求等

### 消費者安全法第14条第1項

内閣総理大臣は、情報集約・分析、結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料提供、意見表明、消費者事故等の原因究明のための調査、分析・検査等必要な協力を求めることができる。

### 消費者安全法第14条第2項

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大防止を図るために必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長

## 都道府県知事による国に対する要請

### 消費者安全法第21条

都道府県知事は、区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必

## 都道府県知事等に対する権限の委任

### 消費者安全法第23条

消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うことができる。

### 消費者安全法施行令第9条

都道府県又は市町村の区域内に事務所、事業所その他その事業を行う場所が所